

「食と緑の科学」投稿規程

平成18年9月28日制定
平成19年3月29日改正
平成22年4月1日改正
平成24年3月1日改正
平成24年7月1日改定
平成28年8月1日改訂
平成29年8月1日改訂
令和2年4月1日改訂

1. 目的

「食と緑の科学」（以下「本誌」という。）は千葉大学大学院園芸学研究科又は園芸学部（以下、園芸学部を含めて「本研究科」という。）の職員（兼務，兼担を含む。）及び本研究科で研究を行った者の研究成果を公表するとともに，内外の関連する論文・報告等の公表の場として，学術の振興と普及に寄与するとともに，園芸学関連の研究教育の発展に資することを目的として刊行するものである。

2. 論文・報告等の投稿原稿の受付

本誌の論文・報告等への原稿の投稿は，随時受付けるものとする。

査読，編集の迅速化及び省資源化のため，投稿は原則として電子投稿とする。

電子投稿による場合は，別に定める執筆要領に従って作成したものを，電子メールの添付ファイルとして投稿用アドレスに送信する。電子投稿用メールアドレスは附属図書館学術コンテンツ課松戸分館係に問い合わせること。

原稿提出時には必ず投稿カードを作成し，併せて提出すること。

投稿に必要な書類一式は千葉大学大学院園芸学研究科ウェブページよりダウンロードできる。

3. 投稿資格

本誌へは本研究科職員のほか，本誌の目的に合致する研究を行う者が当該分野に関する原稿を執筆した場合に投稿できる。

論文・報告等については本研究科職員以外の者が第一執筆者である原稿で，共同執筆者に本研究科職員を含む場合は当該職員のいずれかから，また，共同執筆者に本研究科職員を含まない場合には関連する研究を行う本研究科職員からもしくは本人から「投稿承認願」を提出するものとする。

編集委員会からの依頼により投稿される原稿については，この限りではない。

4. 投稿条件

本誌の論文・報告等への原稿は，執筆者の業績に相当する未公表のものに限る。

5. 論文・報告等の原稿の区分と使用言語

本誌の論文・報告等の原稿に下記の区分を設ける。ただし，編集委員会の判断により，これに該当しない区分の原稿を掲載することがある。

①論文----学術上価値のある研究論文。

②総説----学術上価値のあるレビュー又は試論。

③その他――学術上価値のある報告、資料など。
上記いずれの区分においても言語は和文または英文とする。

6. 論文・報告等の投稿原稿の採否

投稿された論文・報告等の原稿のうち論文、総説については本研究科構成員以外の2名の専門家に査読を依頼し、それ以外の原稿については本研究科構成員以外も含む2名の専門家にこれを依頼する。また査読結果によってはさらに査読者を追加して査読を依頼する。原稿の採否は査読結果に基づき編集委員会が決定する。

内容、体裁等に問題があると判断された場合は執筆者に修正を求め、受理できないと判断された場合はその理由を通知する。

原稿が投稿された日を原稿の受付日とする。編集委員会が掲載を可とし、編集委員長がそれを認めた日を原稿の受理日とする。

7. 著作権

掲載記事の著作権は千葉大学大学院園芸学研究科に帰属するものとする。

8. 原稿の書式等

投稿原稿の書式等は執筆要領に定める。

9. 費用

本誌の刊行に要する費用は、本研究科から編集委員会に配分される経費をもって充てる。経費に不足が生じた場合は下記のとおりとする。

①不足額に全投稿記事のページ数に対する個々の投稿記事のページ数の比率を乗じた額を、執筆者が負担する。ただし、編集委員会からの依頼により投稿された記事は除く。製図・製版・印刷などで特別な経費を要した場合には、当該記事の徴収額を割り増すことがある。

②執筆者に本研究科職員を含まない記事については、原則として「投稿承認願」の提出者が負担する。

③複数の執筆者による記事については、当該執筆者のうちの本研究科職員が協議により配分率を決し負担する。協議の結果は編集委員会へ通知するものとする。

④別刷に関する費用は、全額を執筆者が負担する。

附則

この規程は平成19年1月1日から施行する。ただし「7. 著作権」については平成18年1月1日に遡って適用する。

附則

この規程は平成19年4月1日から施行する。施行の日以前に千葉大学園芸学部の帰属となっている掲載記事の著作権は、千葉大学大学院園芸学研究科が継承するものとする。

附則

この規程は平成21年4月1日から施行する。施行の日以前に千葉大学園芸学部の帰属となっている掲載記事の著作権は、千葉大学大学院園芸学研究科が継承するものとする。

附則

この規程は平成２２年４月１日から施行する。施行の日以前に千葉大学園芸学部の帰属となっている掲載記事の著作権は、千葉大学大学院園芸学研究科が継承するものとする。

附則

この規程は平成２４年３月１日から施行する。施行の日以前に千葉大学園芸学部の帰属となっている掲載記事の著作権は、千葉大学大学院園芸学研究科が継承するものとする。

附則

この規程は平成２４年７月１日から施行する。施行の日以前に千葉大学園芸学部の帰属となっている掲載記事の著作権は、千葉大学大学院園芸学研究科が継承するものとする。

附則

この規程は平成２８年８月１日から施行する。施行の日以前に千葉大学園芸学部の帰属となっている掲載記事の著作権は、千葉大学大学院園芸学研究科が継承するものとする。

附則

この規程は平成２９年８月１日から施行する。施行の日以前に千葉大学園芸学部の帰属となっている掲載記事の著作権は、千葉大学大学院園芸学研究科が継承するものとする。

附則

この規程は令和２年４月１日から施行する。施行の日以前に千葉大学園芸学部の帰属となっている掲載記事の著作権は、千葉大学大学院園芸学研究科が継承するものとする。